

(平成22年2月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から同年9月までの期間、60年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和56年7月から同年9月まで
②昭和60年2月及び同年3月

会社を退職後、昭和50年2月に夫婦で国民年金に加入し、国民年金保険料については、55年から銀行の口座引き落としにしており、未納となっているのはおかしい。特に、申立期間①については、夫婦同時支払いなので、夫婦で別々の年月が未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金被保険者期間について、申立期間（2回、合計5か月）を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、年金に対する意識が高かったものと考えられる。

また、申立期間①については、申立人の妻は保険料を納付しており、申立人が保存する昭和56年分確定申告書の写しに記載されている国民年金保険料額は、年間の保険料額を下回っているものの、オンライン記録の納付済期間に係る保険料額を上回っていることから、保険料を納付したと考えるのが相当である。

さらに、申立期間②については、申立人が保存する昭和60年分確定申告書の写しに記載されている保険料の金額は同年の保険料額と一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年8月、同年9月、60年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和59年8月及び同年9月
②昭和60年2月及び同年3月

夫が会社を退職後、昭和50年2月に夫婦で国民年金に加入し、国民年金保険料については、55年から銀行の口座引き落としにしており、未納となっているのはおかしい。特に、申立期間①については、夫婦同時支払いなので、夫婦で別々の年月が未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金被保険者期間について、申立期間（2回、合計4か月）を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、60歳から65歳まで高齢任意加入しており、年金に対する意識が高かったものと考えられる。

また、申立期間はすべて昭和59年度の未納期間であり、同一年度に納付済期間と未納期間が存在する場合には特殊台帳を作成・保存する必要があるが、申立人については存在していない。

さらに、申立期間①については、申立人の夫は保険料を納付しており、申立人が保存する昭和59年分所得税源泉徴収簿の写しに記載されている社会保険料控除額は、年間の国民年金保険料額を下回るものの、オンライン記録の納付済期間に係る保険料額を上回っていることから、保険料を納付したものと考えるのが相当である。

加えて、申立期間②については、申立人の夫も未納となっているが、確定申告書により、年間保険料を納付しているものと認められる上、申立人が保存する昭和60年分所得税源泉徴収簿の写しに記載されている社会保険料控除額は、年間の国民年金保険料額を下回るものの、オンライン記録の納付済期間に係る

保険料額を上回っていることから、保険料を納付したものと考えるのが相当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和58年1月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から同年6月まで

私は、毎月国民年金保険料を自宅近くの郵便局で納めていたが、夫が代表を務める会社の経営が厳しくなり、毎月保険料を納め続けることができないう期間があった。

しかし、その期間の保険料については、時期は定かではないが、後になって何回かまとめて納付した記憶があるにもかかわらず、申立期間の保険料が未納の記録となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料を毎月納付することができない期間があり、その期間の保険料を後になって何回かに分けてまとめて納付したと申し立てているところ、オンライン記録及び特殊台帳を見ると、i) 昭和52年11月から57年12月までの期間は定額保険料及び付加保険料の納付記録がある一方で、ii) 申立期間は未納期間とされ、iii) 58年7月から同年11月までの保険料は60年10月21日に過年度納付により納付されており、iv) 58年12月2日に任意加入の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、昭和58年1月から同年3月までの保険料に係る納付書が、社会保険事務所(当時)から送付されていたものと考えられ、さらに、A市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿には、「59. 2/24 手書納付書送付」との記載があることから、未納となっていた58年4月から同年11月までの保険料に係る納付書が、申立人の請求に基づいて送付されたことが推認でき、その時点で申立人は申立期間の保険料を納付する意思を有していたものと考えられることから、申立人は、60年10月21日に58年7月から同年11月まで

の保険料を納付する前に、申立期間の保険料をさかのぼって納付したと考えるのが自然である。

加えて、申立人は、昭和 42 年に国民年金被保険者資格を取得して以来、申立期間のほかには未納期間は無い上、その夫が厚生年金保険被保険者である期間中に、国民年金に任意加入し付加保険料を納付するなど、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 2 月 15 日から同年 5 月 31 日まで
② 昭和 27 年 7 月 1 日から 28 年 12 月 15 日まで
③ 昭和 31 年 3 月 8 日から 33 年 1 月 31 日まで
④ 昭和 33 年 2 月 15 日から 36 年 2 月 18 日まで

私は、A社を退職した際に会社から脱退手当金の説明は受けておらず、自分で請求した覚えも無い。当時は将来年金を受給する意思があったので、退職後すぐに国民年金に加入した。

しかし、申立期間について、脱退手当金を受給した記録となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①、②及び④に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号と申立期間③に係る記号番号は異なり、異なる記号番号により管理されていた複数の厚生年金保険被保険者期間を対象として脱退手当金の支給決定がなされているにもかかわらず、記号番号払出簿、被保険者名簿及び被保険者台帳（旧台帳）のいずれにも、これら二つの記号番号の重複取消処理が行われた記録は無く、オンライン記録により、当該記号番号の重複取消処理が行われていたのは平成 7 年 8 月であることが確認できる。

また、申立人がA社を退職した直後の昭和 36 年 11 月から通算年金制度が創設され、申立人は、35 年 10 月に国民年金に加入し、36 年 4 月以降の国民年金保険料をすべて納付していることから、当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考えにくい。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人が申立期間②及び③

の間に勤務した事業所に係る被保険者期間（5か月）が未請求となっており、申立人が請求したとすれば、当該期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から48年12月まで

私が20歳になった昭和42年*月ごろに、母が国民年金の加入手続きをしてくれた。国民年金保険料は、毎月店に来ていた集金人に母が払ってくれていたにもかかわらず、申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親が昭和42年*月ごろに国民年金の加入手続きを行うとともに、申立期間の国民年金保険料を毎月集金人に納付してくれていたと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の任意加入者の被保険者資格取得日から、49年1月から同年3月ごろまでに払い出されたものと推認できる上、申立人の資格取得日は同年1月1日であり申立期間は未加入期間であるため、この記号番号によっては申立期間の保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間において住所を移転しておらず、国民年金手帳記号番号払出管理簿の調査や氏名検索によっても、申立人に別の記号番号が払い出された事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金加入手続きや保険料納付を行ったとする申立人の母親は既に亡くなっているため、申立期間の保険料納付等の状況は確認できず不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年8月から18年4月まで
② 昭和20年10月から21年3月まで

前回、申立期間の船員保険記録が無いことに納得がいかず申し立てたが認められなかった。

申立期間①については、A丸に乗船し、戦時中で強制的に船員保険に加入していたので、紙台帳やコンピューターに記録があると思う。

申立期間②については、B丸船長のC氏から証明書を得たので改めて申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が乗船していた船舶に係る船員保険被保険者名簿が無く、申立てに係る船舶は船員保険の適用事業所ではなかったものと推認され、申立期間②については、申立てに係る船舶の船員保険被保険者名簿に申立人の名前は無い。

また、申立期間当時の船舶所有者や同僚は死亡又は消息不明等であり、船員保険料の控除等について供述を得ることができないとして、既に当委員会の決定に基づき平成20年12月18日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 申立期間①については、申立人から新たな資料や証言は無く、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

3 申立期間②については、申立人は保険料納付を示す資料として、新たに申立期間当時の申立てに係る船舶の船長（C氏。以下「当該船長」という。）

が、申立人と当該船舶に乗船し、給与から船員保険料等を控除していたとする証明書を提出した。

しかし、申立てに係る船舶（D社所有）の船員保険被保険者名簿には、当該船長の船員保険被保険者記録は無く、申立期間を含む昭和 19 年 3 月 11 日から 21 年 4 月 1 日までの期間については、当該船長とは別人が船長として記載されている。

また、当該船長は、証明書について、申立人が下書きして来たものを当該船長の妻が代筆したものであるとしており、船長の権限で船員保険料等を差引きしていたとする記述について、「申立てに係る船舶は、当時、国家徴用でE社が運用しており、同社から給与を支給されていた。船員保険料の控除等については、同社船員部が行っており、私には分からない。申立人の給与は預かっておらず、支給もしていない。」と回答している。

さらに、当該船長は、自分が申立てに係る船舶の船長をしていたのは、昭和 21 年 1 月から同年 5 月までとしていることから、申立人と一緒に乗船していたのは申立期間②のうちの後半 3 か月間であり、また、当該船長が前任の船長であったとする者も申立期間②について船員保険被保険者記録は無い。

なお、当該船長が申立てに係る船舶を運用していたとするE社に係る船員保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和 21 年 4 月 1 日に船員保険被保険者資格を取得しているが、申立期間②については、被保険者記録は無く、当該船長も被保険者記録は無い。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1038 (事案 17 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 4 月 1 日から 33 年 12 月 1 日まで
私は、昭和 22 年 4 月から 40 年 9 月まで A 社に勤務していたが、同社に勤務していた期間のうち、申立期間の記録が無く納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立事業所は、オンライン記録により昭和 33 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 3 月 3 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたことを示す資料として新たに昭和 31 年 3 月ごろに事業主からもらったとする給与の内訳書等を提出している。

しかし、当該内訳書に記載されている給与支給額及び社会保険料額を見ると、支給年月については不明であるものの、昭和 35 年 5 月に改定された保険料率を基に社会保険料額が算出されていることが確認できることから、当該資料が申立期間に交付されたものとは考え難い。そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月 30 日から 40 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 33 年 5 月に A 社に正社員として入社した。同社は 37 年 5 月 30 日に倒産したとのことだが、私は、4 人の同僚と共に 40 年 4 月 30 日ごろまで同社で働いた。しかし、申立期間が未加入期間となっており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立事業所は、申立期間中の昭和 37 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認でき、また、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同年 5 月 30 日に申立人を含む 9 人が、同年 9 月 1 日に代表取締役を含む 4 人が、厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立事業所が段階的に社員の被保険者資格を喪失させたことがうかがえる。

さらに、申立人が申立期間において一緒に仕事をしていたとする同僚の一人は、「A 社が倒産した後に、申立人等と共に B 社からの請負仕事を同社工場で行っていた。その当時は厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と供述している。当該同僚の申立事業所の倒産時期についての記憶は、「昭和 36 年ごろから 38 年ごろの間」とあいまいであるが、自分の加入記録に誤りは無いとしており、当該同僚は申立人と同じく昭和 37 年 5 月 30 日に申立事業所での資格を喪失していることから、同氏が B 社からの請負仕事を始めたとする時期は同年 6 月ごろと推測できる。

加えて、申立人が申立期間において一緒に仕事をしていたとする他の同僚二人は、申立人と同様に、昭和 37 年 5 月 30 日に申立事業所での資格を喪失した後、40 年 5 月 10 日に B 社において資格を取得している。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1040

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月から 47 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 46 年 1 月ごろから 47 年 1 月末まで A 社に勤務し、左官の仕事をしていたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が全く無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の事業主の妻は、時期ははっきり覚えていないが、申立人が申立事業所に勤務していたことがあると供述していることから、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該妻は、「厚生年金保険加入者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の控えをすべて保管しているものの、その中に申立人に係る当該届の控えが無いことから、申立人については、資格取得の届出を行っていないと思う。また、申立期間当時から現在まで、左官の業務を行う職人については、外注によるか又は臨時雇用により対応することが多々あり、それらの者については厚生年金保険に加入させていない。」と供述している。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。